## デリー高裁が知財部門を設置

2021 年 7 月 7 日 JETRO ニューデリー

デリー高裁は、2021 年 7 月 7 日付けで Office Order<sup>1</sup>を発出し、デリー高裁内に知財部門(IPD: Intellectual Property Division)を設置し、知的財産権に関係する事案を対処することとした。IPD は、策定中の IPD デリー高裁規則に加え、デリー高裁規則(第一審)2018、商事紛争に適用される民事訴訟法(CPC)の規定、商事裁判所法 2015 の規定によって統制されることになる。

なお、2021 年 4 月 4 日に公布された審判所改革(合理化・サービス条件)条例 2021 により、インド知的財産審判委員会(IPAB)等が即時廃止され<sup>2</sup>、IPAB が担当してきた知的財産権に関する事案の審理権限が高裁等に移管されていた。上記 Office Order は、IPAB の審理権限移管に伴うデリー高裁内の体制整備の一環として発出されたものといえる。詳細は、当該 Order を参照されたい。

以上

 $<sup>^{1}\</sup> https://delhihighcourt.nic.in/writereaddata/Upload/PublicNotices/PublicNotice\_4W1UGE3WNT9.PDF$ 

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> https://www.jetro.go.jp/ext\_images/\_Ipnews/asia/2021/in/20210406.pdf